

平成 30 年度

国立大学法人旭川医科大学

年 度 計 画

(平成 30 年 3 月 30 日届出)

平成 30 年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、【】は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《1－1》「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との整合性を保つため、定期的に教育内容を点検し、必要があれば改善する。

【1－1】医学科では、平成 29 年度に実施した医学教育モデル・コア・カリキュラムと本学現行カリキュラムとの対応調査の結果及び次期カリキュラムに向けた課題を整理し、それらへの対策を検討する。

看護学科では、平成 29 年に公表された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、及び日本看護系大学協議会が修正案を検討して 6 群 25 項目に拡張した「看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標(案)」との対応を調査・検討し、効果的な次期カリキュラムを構築する。

《1－2》ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー（卒業時に必要な能力）の周知を図り、到達レベルの設定・見直しを行い、学修成果基盤型教育を構築する。

【1－2】医学科では、モデル・コア・カリキュラム及びコンピテンシー等に対応したカリキュラム・マップの作成に向けて検討を開始する。

看護学科では、ディプロマ・ポリシーと平成 31 年度開始予定の新カリキュラムの教育内容の関係性を整理し、学年別到達目標に応じた科目配置となるように学年進行も含めたカリキュラム開発を進める。

また、引き続き、FD 活動によりコンピテンシーを踏まえた教育活動の実施について周知を行う。

《2－1》学生の基本的診療能力・看護実践能力を評価するための OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験)を整備する。

【2－1】医学科では、平成 29 年度に参加した PostCC OSCE の共用試験化に向けた全国トライアルでの結果を踏まえ、臨床実習終了時(卒業時)OSCE ワーキング・グループにおいて、評価基準の明確化を検討する。また、適切な実施方法及び卒業要件化等について引き続き検討を行う。

看護学科においては、全教員が参加できることを目指した OSCE 実施体制を具体化するとともに、臨地実習前に看護実践能力を高めるための事例課題を作成する。さら

に、厳正な運営及び試験評価をするための IT 化に向け環境を整備する。

《3-1》博士課程では、海外研究機関等での研修や国際学会での発表を支援するなど、グローバル化に対応するための取組を平成 30 年度及び平成 33 年度に検証し、充実させる。

【3-1】大学院生の学会発表の状況について調査を継続し、調査結果に基づいて、特に国際学会における発表の機会を増やす方策について検討する。

《3-2》修士課程では、地域医療の中核となる高度専門医療人を育成するため、がん看護学領域に加え、高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程を設け、平成 30 年度及び平成 33 年度に検証し、充実させる。

【3-2】がん看護学領域・高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程について、内容の充実に向けた検証を開始する。高度専門医療人育成のための環境を整えるため、修士課程の講義で使用している看護学科棟大会議室等への AV システム導入について検討する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

《4-1》学修成果の評価領域、達成すべき水準、具体的測定方法などを明確化し、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）に基づいた客観的な成績評価を行う。

【4-1】平成 29 年度に実施した成績評価トライアルの検証に基づく改善点を明確にした上で、アセスメント・ポリシーを明文化し、これにのっとった成績評価の実施を促す。

併せて、アセスメント・ポリシーに基づき客観的な成績評価が適切に行えるよう FD 研修会を実施する。

《4-2》医学教育分野別認証を受審するため、平成 29 年度までに大学 IR（Institutional Research 機関調査）部門を中心にして教学データの解析・分析を行い、教育の質保証を確立する体制を整備する。

【4-2】平成 29 年度に整備した体制により、以下の取組を行う。

入学者選抜方法と学生の成績の相関、及び学生の在学中の試験結果と医師国家試験の成績・合格状況の相関を分析し、関係委員会へ報告を行う。

IR 室の各種教学データベースに学年担当教員がアクセスして教学情報を利用することが可能となるよう、対応するレポーティング・フォームを設計する。

学内の各部署が保有するデータを収集・整理するためのファイルサーバーを設置し、利用するための規約を整備する。

《5－1》学修履歴を可視化するため、平成29年度までにLMS（Learning Management System 学修管理システム）を導入し、講義受講前後の指導と自己学修を促進する。

【5－1】平成29年度に実施したトライアル運用の結果を踏まえ、LMS(学修管理システム)を本格稼働させ、学生の能動的学修の促進に向けたサポートを開始する。

また、LMSの実施に伴って発生した質疑応答及び障害対応等を記録し、今後の運用に反映させるべく検討を行う。

《6－1》博士課程と修士課程を統括する委員会を平成29年度までに設立し、研究指導教員の決定プロセスを組織的に明確化するとともに、研究の進捗状況を確認できる教育・研究指導体制を整備する。

【6－1】「大学院委員会」において、両課程共通の重要事項である入学者募集、指導教員の決定、修了後のフォローアップなどについて審議する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

《7－1》学生生活実態調査における満足度調査や教員に対する施設満足度調査などのニーズアセスメント(必要性評価)を実施し、その結果を平成28年度改定予定のキャンパスマスタープランに反映させ、それに基づいて学修環境を整備する。

【7－1】キャンパスマスタープラン2016に基づく学生福利厚生施設改修事業を進めるに当たり、平成29年度に実施した学生の学習・生活実態調査等の結果を参考に教務・厚生委員会で検討し、平成31年度概算要求の内容に盛り込めるよう提案する。

《7－2》学生の健康指導の充実を目的に、保健管理センターの情報蓄積機能を電子化するための基本計画を平成29年度までに立案し、平成30年度以降に実行する。

【7－2】平成31年度の検診情報電子化に向けて、業務分析及び仕様の策定を行い、システムの選定に向けて導入後の費用対効果等も考慮し具体的な検討を行う。

《7－3》外国人留学生の学修環境を充実するため、引き続き、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

また、学生が教養科目の選択肢を広げられるようにするため、北海道地区の各国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを、第1期連携期間として設定されている平成29年度まで活用する。

平成30年度以降の活用については、教養教育の将来あるべき方向性を踏まえて平成28年度に各大学間で改めて検討・調整する。

【7－3】道内国立大学連携（国立大学改革強化推進補助金事業：補助金は平成29年度まで平成30年度以降は自己財源）による、留学生入学前準備教育、及び双方向遠隔授業システムを活用した教養教育単位互換授業を継続して実施する。

教養教育単位互換授業については、他大学に向けての提供科目数の目安に基づいた

科目数を確保する。また、受験生に向けては、オープンキャンパス・Web ページ等で、教養教育単位互換授業により多様な教養教育科目が受講可能となっていることを周知するとともに、入学者に対しては、入学者ガイダンス等を利用した履修指導を行う。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

《８－１》平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申に沿って進行中の高大接続改革（「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入及びそれに先立つ試行テストの実施等）に対応するため、入学者に求める能力・意欲・適性等がより明確になるようにアドミッション・ポリシーを平成 30 年度までに見直すとともに、平成 33 年度入試から、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価できるように、多様な評価方法を組み合わせた入学者選抜にする。

【８－１】平成 29 年 12 月に入学センターの下に設置した大学入学者選抜制度検討 WG において、本学の新たな入学者選抜方法等の告知に向けた検討を重ねるとともに、他大学（特に北大、札医大）の動向も鑑みて平成 30 年度初頭に告知を行う。

《８－２》社会ニーズに合致した高度専門医療人としての素養を持った入学者を選抜するため、大学院における入学者選抜試験を検証し、入学者に求める能力・意欲・適性等を新たなアドミッション・ポリシーとして平成 30 年度までに明確に示す。

【８－２】（中期計画達成のため年度計画なし。）

《９－１》北海道内の高等学校・医療機関と連携して、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・グループワーク等の高大病連携活動等を実施し、地域医療に関心のある志願者を確保する。

【９－１】平成 29 年度に引き続き、地域医療に関心のある志願者を確保するため、北海道教育委員会及び北海道内の高等学校・医療機関と連携し、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・高等学校における地域医療に関するグループワーク等を実施する。

２ 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

《10－１》基礎系・臨床系の共同研究体制充実のため、基礎系講座が持っている実験技術を大学院学生及び臨床系研究者に技術提供する学内体制を平成 30 年度までに定着させる。

【10－1】臨床系大学院学生の基礎系講座への派遣などを介した学内共同研究の状況を共著論文の出版状況等に基づいて検証する。

また、人的交流を含めた基礎医学分野と臨床医学分野との新たな共同研究の始動を促す方策の一環として、平成29年度に学内ホームページで公開を始めた基礎系講座の持つ実験技術・手技等のデータベースを更に整備する。

《10－2》学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し、研究実施者の底辺拡大を進めることで、欧文論文(原著と総説)生産数を第3期中期目標期間6か年において年間平均200報以上(第2期中期目標期間第5年次までの平均値は186報/年)にする。

【10－2】平成29年度に立ち上げた「基礎・臨床連携サブ委員会」を中心に、基礎系分野と臨床系分野の連携プロジェクトの学内分析を行い、その活性化のための基盤を整える。

《10－3》本学で推進している高次脳機能低下に伴う運動障害発現のメカニズムの解明と、その早期検出法の開発に関する研究のうち、臨床応用への展開が有望な研究について、他機関と機器の共同利用を進め基礎研究の知見に基づく応用技術の開発につなげる。

【10－3】他機関と連携し、機器の共同利用を進めながら、高次脳機能に関する研究を引き続き推進する。

《11－1》教育研究推進センターを中心として学内共同研究を支援し、「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を通じて得られた成果を生かし、新しい医薬品・医療機器の薬事承認及び製品化を目指したシーズ開発を進める。

【11－1】シーズ発掘及び研究支援ヒアリングを継続するとともに、重点支援シーズを含めた学内シーズの研究発展のために、増設したオープン実験室を活用する。

新たな法律「臨床研究法」に対応した研究者教育プログラム改革を行う。

北海道3大学で構成する北海道臨床開発機構(HTR)へのICTプログラムの配信を行うことにより、3大学の橋渡し研究の協力体制の強化とシーズ研究の活性化に資する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

《12－1》研究活動の活性化のため、本学共同利用設備マスタープランを作成し、共同利用施設の機器更新、保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を平成29年度までに弾力的に運用できるよう見直し、研究基盤強化につなげるPDCAサイクルを確立する。

【12－1】機器センター棟の改修工事が終了したことに合わせて、研究活動活性化のための共同利用設備マスタープランの見直しを行い、中長期的な視野で順次設備更新を行

う。

また、各講座等の機器の共同利用に関し、制度設計が可能か引続き検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

《13－1》第2期中期目標期間から継続する「ふるさと医療人育成プログラム」を経験して地域で活躍する医療人となった医師・看護師と協働した教育支援事業を実施する。

また、「地域包括医療」実践に関わる保健師・介護職者などの地域医療職者を対象とした公開講座・派遣講座を新たに実施し、学習支援事業の対象を広げるとともに、その成果を体系的に評価する体制を構築する。

【13－1】「ふるさと医療人育成プログラム」を継続し、当該プログラムを経た医師・看護師等の参画を推進する体制を構築してプログラムを充実させる。

保健師卒業セミナー及び平成29年度新規開催した助産師懇談会を継続し、本学卒業生の力を活用した学生教育の体制整備を行う。

また、地域の保健師等を対象とした派遣講座を継続し、地域包括医療のための人材育成を継続する。

平成29年度に実施したプログラム及びセミナーの結果を基に、医師・看護師等、本学が担っている医療分野の社会人に対する生涯教育の現状を踏まえ、成果を検証する。また、健康・医療関連産業分野の社会人に対する生涯教育のニーズ調査を行い、教育内容の向上につなげる。

《13－2》遠隔医療システムを利活用し、地域保健・在宅看護の分野においても、双方向リアルタイムの講演を行うとともに、オンデマンドで利用可能な健康関連コンテンツを充実させるなど、地域包括医療の課題解決にICT(情報通信技術)を活用する新たな支援体制を構築する。

【13－2】訪問看護ステーションとのWeb会議システムを活用した事例検討会議及び「ミニレクチャー」を継続するとともに、保健・介護の教育・指導プログラムの提供サービスを開始するなど、遠隔医療システムを活用した地域包括医療を充実させる。

メディカル・ミュージアムの系統的な内容を充実させるためのシリーズ化を継続し、オープンインターネットカレッジのコンテンツの内容・種類を増やす。

《14－1》高齢者や障がい者を含む住民への健康スポーツ振興のため、スポーツに関する派遣講座の実施、地方公共団体やスポーツ関連団体との連携、障がい者アスリートのクラス分けなどの医科学的サポート体制を構築する。

また、本学が主導する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに民間団体を加えた産学官異業種交流の場を平成28年度に設置し、さらに、専門ワーキング・グループを新設して地域の課題解決に向けた活動を実施する。

【14－１】地域住民向けのスポーツによる健康保持増進を啓発する講演会及びイベントの実施、並びに地元公共団体及び民間団体主催のスポーツ・イベントへの支援を継続する。障がい者スポーツ団体等に対する支援及び医学的サポートを質・量ともに向上させ継続的に実施する。

旭川ウェルビーイング・コンソーシアム（AWBC）の地域振興を目指す産学官連携プラットフォームの基盤となる、「あさひかわ未来会議」の開催を継続する。本学の教員が参画して活動するユニバーサルデザイン研究WGの活動を継続し、市民に対してユニバーサルデザインの概念を啓発する。

《14－２》地域を支える人材の好循環を生み出すため、地方公共団体や地域諸団体が有する資源と本学の有する資源を連携させた「学びの場」を新たに構築し、地域との交流の中で学生教育を実施する。

【14－２】地域の団体、学生及び住民が交流しながら地域の活性化と住民の健康づくりの技術の習得をする場ともなる「学びの場」の構築に向けて、関係自治体等との検討を継続する。

地域の諸団体と協力し、認知機能低下予防を含めた健康講座を実施する。旭川ウェルビーイング・コンソーシアム（AWBC）の「私の未来プロジェクト」事業に、教員の指導のもと学生の参画を継続する。

４ その他の目標を達成するための措置

（１）グローバル化に関する目標を達成するための措置

《15－１》本学の学生等の国際意識を涵養するため、海外研修機会及び海外からの来訪者との交流機会を増やし相互理解を深める。

また、海外からの来訪者に対する地域社会と連携した生活支援（社会生活、日常会話、文化・経済・医療などの知識教授）や学内、地域コミュニティ及び周辺地方公共団体が提供するイベントへの参加機会を増やす。

【15－１】学生に対する海外留学支援制度の周知を引き続き徹底する。海外医師・研究者の講演招へいを増やし、その招へい者との交流を通じて、学生が海外の医療について学ぶ機会を増やすとともに、短期の外国語による臨床実習の実施を検討する。

海外大学で臨床実習や医学研究を行う制度（単位付与を含む。）及び卒後短期臨床研修制度について検討する。

また、各部署を対象に、医学英語の充実やグローバルに対応できる人材育成につながる取組等の調査を行う。

研究者・学生交流を増加させるために、新たな国際学術交流協定の締結について検討する。

《15－2》国際医療レベルの向上に貢献するため、発展途上国等の医療従事者、研究者及び学生を受入れ、出身国の国民保健の向上に資する研究及び保健医療活動実践に必要な基本的能力について講義・演習をとおして教授する。

併せて、本学職員が発展途上国等を訪問し、本学で学んだ研修員のフォローアップ・研究者との国際共同フィールド研究等をとおして、現地スタッフと協働して医療活動・医学研究を行うことで、実践的に知識・技術を移転する。

【15－2】JICA研修の内容を充実させ、継続実施する。また、研修員から現在のアフリカにおける保健医療の研修ニーズを把握し、新たな研修プログラムの企画を継続して検討する。

オープンインターネットカレッジのコンテンツについて、国際的に公開し発信可能な英語版コンテンツ（英訳テロップ）の作成を進め、発展途上国等への医学研究面・医療面での支援活動を継続する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

《16－1》本院臨床研修プログラムの希望者を十分に受け入れられる体制を整備するため、協力型臨床研修病院等と連携した研修（たすき掛け研修）を充実させるとともに、平成29年度から始まる新専門医制度へ対応するため、新たな研修プログラムの策定や関連病院との連携強化など実施体制を整備し、臨床研修医の確保に努める。

【16－1】引き続き、本院臨床研修プログラムの希望者の増加に対応するために協力型臨床研修病院等とのたすき掛け研修を充実させ、必要に応じて臨床研修医室の環境整備を進める。

また、専門医の育成に関して、平成29年度に設置した専門医育成・管理センターが中心となり、本院の専門研修プログラム（以下「専門PG」）の広報を行うとともに、専門PGに関する院内担当診療科、院外の連携施設、日本専門医機構等との連絡調整、専門PGの実施状況の管理を効率的かつ円滑に進める。

《16－2》安全を含めた医療の質を向上させるため、最新の医療機器操作や手技に関する医療従事者向けの教育プログラム等を策定するなど、スキルアップ支援策を充実する。

【16－2】医療安全及び医療の質向上のため、医療機器操作や各種手技等に関する医療従事者向けの研修会を引き続き開催する。

また、看護師を対象として退院支援の充実と地域連携を目的に実施してきた「退院支援ナース育成プログラム」を一層充実させるとともに、少子高齢社会に対応した、質の高い看護を実践するため、「高齢者・認知症看護の教育プログラム」や「小児在宅移行支援体制研修プログラム」の作成について看護部で引き続き推進する。

《17-1》急性期病院として、リスクの特に高い患者に対し、質の高い医療を提供するため、救急・災害医療の机上シミュレーションキットを使用したトレーニングプログラム等の教育プログラムを作成し、専門部隊型チーム医療を推進する人材を養成する。

また、院内各診療科・部門・医療スタッフとの情報・課題等が共有できる環境を整備し、医療従事者の負担軽減や医療安全体制を強化する。

【17-1】PDCA サイクルの手法を取り入れた災害医療訓練を引き続き行うとともに、外部機関が主催する研修会に参加することにより、災害に的確に対処できる人材を養成する。

また、医療従事者の負担軽減及び医療安全の強化を目的とした、多職種からなる「病院職種間協働推進検討委員会」において策定した「医師を含む医療スタッフの負担軽減計画」にのっとり、技師、看護師等の業務拡大や病院スタッフ増員により、医師の負担軽減を推進する。

さらに、医療安全体制及び医薬品安全管理体制の強化のため、医療安全管理部への専任の医師及び薬剤師の増員配置や専従配置についても検討を進める。

地域の心臓血管領域の緊急疾患、特に大動脈解離や大動脈瘤破裂といった高度な急性期医療を要する救急患者に対して、クラウド型遠隔医療を用いて迅速に対応するシステムを構築することにより、地域基幹病院として高度急性期医療の機能を強化するとともに、道北道東といった広大な地域の住民に対する救命救急ネットワークの新たな仕組みを確立し、地域医療における先導的役割を発揮する。

《17-2》診療情報の共有による病病連携及び病診連携を強化するため、地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制を充実し、紹介率 80%程度、逆紹介率 70%程度を達成する。

【17-2】円滑な退院・転院支援のツールとして地域医療ネットワーク（i ネット）などを活用し、地域医療機関との連携体制を強化する。

地域連携及び退院支援に関するタスクフォースにおいて、紹介率及び逆紹介率の目標値達成のための方策等について検討を進めるとともに、地域医療連携室の体制を整備する。

《17-3》医療の質・安全の向上のため、クオリティ・インジケータ（医療の質指標）を測定・分析し、他機関との比較による課題抽出や業務改善に向けた研修会などを開催するとともに、ISO15189 等の外部評価による認証を平成 33 年度までに取得する。

【17-3】クオリティ・インジケータに設定した評価項目について経年変化を可視化し、医療の質と安全の向上に対する取組の推移を把握するとともに、他機関との比較から本院の現状と課題を引き続き明らかにする。

また、ISO15189 の認定取得に向けて、臨床検査・輸血部内のワーキンググループは、訪問審査時に必要となる手順書等の作成を継続するとともに、受審体制を引き続き整備する。

《17－4》経営基盤を強化するため、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等による収支状況の分析を踏まえ、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト縮減等の経営戦略を策定し、計画的に実施する。

また、経営状態を細部にわたって把握・分析するため、各診療科に配置された経営担当医長を中心とした管理体制を構築するとともに、各診療科等との病院長ヒアリングを充実させる。

【17－4】平成30年度の診療報酬改定の情報を各診療科の特性に即応させて分析・検討して診療科ごとの増収策を経営担当医長等へ適切に提供し、また、必要に応じて診療科ヒアリングを行うことにより、効率的な運営ができるようにサポートし、病院全体の増収対策へつなげる。

《18－1》地域がん診療連携拠点病院・肝疾患診療連携拠点病院などの地域医療水準の標準化を図るため、医療関係者や住民に対して拠点病院機能を生かした講習会や研修会を開催するなど最新の医療情報を提供する機会を増やす。

また、地域連携パスを推進するため、地域医療に係る連携パス協議会等に積極的に参画する支援体制を整備し、地域の医療機関等との連携協力体制を強化する。

【18－1】全てのがん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得するための緩和ケア研修会を開催するに当たり、未受講者への周知を積極的に行い、受講率90%台を維持する。

また、地域のがん診療水準及び肝疾患診療水準の向上に関する普及啓発を推進するため、市民公開講座等を引き続き開催する。

地域連携パスの充実を推進するため、北海道がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス部会を運営する。また、既存の地域連携パスの活用を促進するとともに、引き続き、地域医療に係る連携パス協議会へ積極的に参画し、地域医療機関等との連携体制を強化する。

《18－2》地域の救急や災害に対する将来的な医療需要に対応するため、研修を活用してDMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）隊員を養成し、地域単位でDMATを編成する体制を構築することによって、地域の救急医療に対し人材派遣による支援を行うとともに、地方公共団体等の関係機関と連携して災害訓練を実施し、高度急性期医療機能を強化する。

【18－2】救急医学講座等関係部署と連携し、DMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）隊員養成のために災害医療従事者研修（日本DMAT隊員養成研修）に引き続き参加し、隊員数が不足している業務調整員を中心に、人員を充実させる。

また、災害対応に必要な能力の習得・向上・維持を目的に、国立大学附属病院大学病院災害管理技能者養成研修会へ参加し、災害時においても活躍できる質の高い医療者を養成する。

さらに、北海道 DMAT 連絡協議会等へ参加することにより、地方公共団体等との連絡体制の整備を継続する。

《19－1》臨床研究支援センターを中核として、データ品質が保証された医薬品、医療機器、体外診断薬などの創出を目指す臨床研究の支援を行い、教育研究推進センターと既に進行中の「橋渡し研究加速ネットワークプロジェクト」の連携支援体制を定着させる。

【19－1】臨床研究支援体制強化のため、臨床研究コーディネーターの雇用形態を安定化させるとともに、研修等への参加により人材の専門性を高める取組を実施する。

また、教育研究推進センターとの連携を強めるため、橋渡し研究評価への参画や合同ミーティングを開催する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

《20－1》IR 手法によるデータ分析などの客観的根拠に基づき、迅速に政策を決定するための学長直属の IR 室を平成 28 年度中に設置し、大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を平成 30 年度までに構築する。

【20－1】大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を構築するため、IR 室にて多方面のデータ管理を行う。

《20－2》戦略的な資源配分や財源の受入れ及び経費削減方策等の企画・立案・実施体制の機能を強化し、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、年度ごとの人員計画、予算編成、資金計画等に反映させるなど、安定した財務基盤を構築する。

【20－2】中長期スパンでの財務状況をシミュレーションし、各種財務データを分析・活用することにより、更なる機能強化を図る取組に対し、戦略的な資源配分を行う。

《20－3》監事及び外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学内外での情報共有と改善のための各種情報を提供する体制を強化し、意見聴取の機会を増やす。
特に、監事の監査機能を強化するため、教育研究、社会貢献、診療等の監査のサポート体制を強化する。

【20－3】教育研究及び病院経営の監事監査に関し、監査室は、所掌する事務局各課長に対するヒアリングの実施や関係資料の請求など、監査のサポート体制を強化する。

《21－1》平成 28 年度中に承継職員の教員 10％に年俸制を適用し、第 3 期中期目標期間中は 10％以上を維持する。

また、3 年ごとにその効果を検証し、適切な業績評価システムの構築を含めた制度改革を行う。

【21－1】承継職員の教員に対する年俸制適用率 10％以上を維持する。

《21－2》男女共同参画社会の実現に資するため、平成 33 年度までに管理職の女性比率を 12.5％にする。

【21－2】女性管理職に登用可能な人材を養成するため、引き続き、キャリアパスを考慮した人事配置等を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

《22－1》学部入学から卒後臨床研修までの一貫性を持った指導体制を構築するとともに、大学院の組織及びカリキュラムの見直しや、地域卒卒業者に対する高度専門教育等を踏まえた大学院の適正な入学定員を含む将来構想を平成 33 年度までに作成し、実施する。

【22－1】学部においては、学年担当教員、グループ担任及びアドバイザー教員の各制度の在り方について平成 29 年度に「学生のキャリアプラン支援委員会」で検討した結果を踏まえ、適切な指導体制について検討を行う。

また、大学院においては、平成 29 年度の検証の結果から入学定員も含めた将来構想を検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

《23－1》組織・業務全般の点検・見直しを継続的に行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した業務システムの整備・充実を行い、平成 29 年度までに事務組織及び各種委員会の再編・統合に係る計画を策定し、平成 30 年度から実施する。

【23－1】平成 29 年度に検討した事務組織及び各種委員会の見直し計画を着実に実施する。

また、大学側で稼働中の物品請求システム（Web 物品発注システム）について、病院内での運用を拡大し、事務の効率化を更に進める。

《23－2》事務の効率化・合理化を進めるため、専門的な研修への参加や他機関との人事交流、社会人等の選考採用により、業務内容に応じた事務に必要な専門的知識・能力を有する職員を養成する。

【23－2】職員の資質・能力を向上させるため、専門的な各種研修へ引き続き参加させる

とともに、研修参加者による成果発表会を開催して研修効果を引き続き確認する。

《24－1》事務処理の改善・見直し等を推進するため、道内国立大学等と連携した事務の共同実施を継続するとともに、道内国立大学等と連携した事務の共同実施の一つである「電子購買システム」の学内利用件数を平成33年度までに平成27年度比で30%増加させる。

【24－1】道内国立大学等との事務の共同実施を継続し、「旅費システム」によるチケット発注及び「電子購買システム」の学内利用を引き続き促進し、更なる事務処理の効率化を進める。

また、引き続き、安否確認システム導入大学による合同訓練に参加すること等により、職員及び学生へ安否確認システムを周知する。

《24－2》大規模災害等に迅速に対応するため、引き続き、国立大学附属病院長会議による災害対策相互訪問事業に参加し、課題の把握及び対策の改善を行う。

また、平成28年度中に、道内の国立大学間の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行い、平成29年度からの運用を目指した検討を開始する。

【24－2】引き続き、災害対策相互訪問事業で明らかとなった課題について検討し、必要に応じて災害対策マニュアルの見直しを行う。

また、平成29年度に締結した「大規模災害等発生時における北海道地区国立大学等間の連携・協力に関する協定」の円滑な運営のため、北海道地区国立大学等災害連絡協議会に参加し、平常時の防災対策等に関する各機関との情報共有を進める。

Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

《25－1》外部資金を増やすため、平成30年度までに研究費申請のサポート機能の充実や臨床研究支援センターを中核とした旭川市内の医療機関とのネットワークの構築により受託研究等を積極的に受入れ、平成33年度までに件数を平成26年度に比較して5%程度増加させる。

【25－1】平成29年度に実施した他大学の科学研究費審査体制等の状況調査の結果を踏まえ、学内査読制度導入や科学研究費申請書作成支援の方策について検討する。

また、旭川圏域の治験ネットワーク構築に賛同した病院とともに、治験実施数の向上を目指して、連絡会の開催、情報共有のほか、規程・契約等整備の検討を行う。

《25－2》大学の教育・研究環境を整備するため、新たな基金制度を平成28年度中に設立し、役員及び教職員による関係法人・企業・団体への寄附の依頼及び高額寄附を行った団体、個人等に対する顕彰制度の導入などにより、関係法人・企業・団体等のほか、個人に対して積極的な募金活動を展開する。

【25－2】平成28年10月に創設した旭川医科大学基金への寄附獲得のため、関係法人・企業・団体等のほか、個人及び教職員に対して引き続き積極的な募金活動を行う。

《25－3》病院収入を計画的に確保するため、引き続き、診療実績の分析結果を踏まえ、診療科の特色や強みを反映した目標値を設定し、達成状況を適宜確認する。

また、病院事務部と各診療科が連携して保険請求に係る研修会等を定期的に行い、併せて、診療内容と保険請求内容を比較し、請求間違いなど差異要因を確認することで、保険請求精度を上げる。

【25－3】病院収入を計画的に確保するため、診療報酬点数加算・指導料算定など適正な請求を行うとともに、各会議等へ他の国立大学病院のベンチマーク情報の提供を行う。

また、保険請求の精度向上のため、各診療科と連携し、平成30年度の診療報酬改定に伴う改定点や査定状況等に応じた勉強会を実施するとともに、引き続き、保険診療に関する講演会を開催する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

《26－1》経営の健全化に向けて、職員の人事の在り方・方向性についての検討を行い、平成28年度中に人員管理に関する基本方針を定め、新規採用の抑制、年度途中での欠員不補充などにより、平成28年度からの3年間において、平成27年度当初予算に比べ人件費を3%程度削減する。

【26－1】「第3期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針」に基づいて人件費の管理を行う。

《26－2》診療報酬制度に対応した増収、コスト縮減等の方策について、副病院長（病院運営担当）を中心に経営担当医長等をメンバーとする組織において検討し、各診療科等の強み、特色を反映した戦略的な病院経営を行う。

【26－2】効率的な病院運営を行うため、平成30年度診療報酬改定に対応し、各診療科の強みを生かせるような体制の構築（外来ブースの再配分やクリティカルパスによる効率的な病棟運営）による在院日数の短縮を推進する。

また、維持管理費等のコスト率を低減させるため、費用対効果の検証を基に医療機器の計画的整備の検討を行う。

《26－3》業務委託費・光熱水料等をはじめとする法人全体の物件費について、業務委託に係る仕様内容、契約方法の見直しや光熱水料の節減を行うなど、経費抑制に資する多様な取組を年度ごとのPDCAサイクルとして継続的に実施することにより、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常的に1.5%以内に抑える。

【26－3】引き続き、業務委託費・光熱水料等、法人全体の物件費について、各経費の現状把握と削減に向けた学内外の様々な経費削減の取組の調査・分析を行い、単価削減、仕様内容・契約方法の見直し等の取組を行うとともに、削減に関するコスト意識の啓発活動を継続的に実施し、一般管理費比率を1.5%以内に抑える。なお、電気料金については、一般競争によってより安価な契約になるようにする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

《27－1》資産の運用管理に関する計画を平成29年度までに策定する。

特に、土地・建物については、当該計画を踏まえ、具体的な方策を検討するなど、効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。

【27－1】寄附金等の余裕資金については、北海道地区国立大学法人の資金共同運用（Jファンド）など、安全かつ最も効率的な手法により運用を行う。

また、引き続き、設備の使用状況等の点検・調査に基づき、機器の集約化・共有化について検討を行い、有効活用を推進するとともに、「土地・建物等の資産運用計画」に基づき、アクションプランを作成し、土地、建物等の有効活用を推進する。

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

《28－1》IR手法によるデータ分析などのエビデンスに基づいた自己点検・評価体制を平成31年度までに構築する。

また、その分析結果を活用した、学内資源の再配分及び業務運営の改善を行うなどの内部質保証を確立する。

【28－1】自己点検・評価体制を充実させるため、平成29年度に実施した年度計画進捗管理の実施要項等を必要に応じ見直した上で、進捗管理を継続して実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

《29－1》大学の多様な教育研究活動等の情報を学内外へ向けて戦略的に発信するため、大学ホームページの改善に関するステークホルダーへのアンケート調査等を平成28年度に実施し、その結果に対応したホームページの改修を平成30年度までに行う。

【29－1】平成28年度に実施したユーザビリティ調査の診断結果に基づき、大学ホームページの改修を完了させるとともに、大学の教育研究活動等の情報発信を加速させる。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

《30－1》高度な教育、研究及び医療の変化に対応させるため、平成28年度中にキャンパスマスタープランの見直しを行い、既存施設の長期的かつ有効利用を図るため、戦略的な施設マネジメントに取り組む。

また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などにより、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

【30－1】キャンパスマスタープラン2016の整備行動計画に基づいて、計画的な施設整備を行う。

また、全学エネルギー使用状況を継続的に把握し、主な会議に報告するとともに、本学ホームページ等で全学に周知する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

《31－1》職場環境の安全管理意識を啓発する講習会等を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガス日常点検等による保管管理状況の確認を行い、職場環境の安心・安全を確保する。

【31－1】安全管理等に関する講習会の開催、安全衛生委員会委員による巡視及び健康に障害を発生させる可能性のある化学物質の安全パトロールや医療ガスの日常点検等の安全管理活動を引き続き実施し、結果を通知・公表することにより作業環境の適正化と意識の向上を推進する。また、安全パトロール、自主点検等を引き続き定期的（年2回）に実施し、職場環境の安心と安全を確保する。

《31－2》メンタルヘルスに関する講習会を毎年度開催し、受講者アンケートの結果に基づいて講習内容の見直しを行う。

【31－2】平成29年度のアンケート結果を参考にメンタルヘルスに関する講習会等を開催するとともに、引き続き、受講者アンケートを実施し、次年度以降の講習内容の参考とする。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

《32－1》職員の法令遵守意識を啓発するため、平成28年度中にコンプライアンス規程を制定し、職員へ周知するとともに、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等に関する講習会を毎年度行う。

【32－1】引き続き、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等のコンプライアンスに関する講習会を開催し、職員の法令遵守意識の啓発を行う。

また、情報セキュリティ強化に向けて、現状を踏まえた啓発活動の在り方について検討を進める。

《32－2》研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施するとともに、新たにeラーニングシステムによる研修教材を配信できる環境を平成29年度までに整備し、平成30年度からeラーニングを全職員対象に実施する。

【32－2】研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するための研究倫理講習を、受講義務のある全職員（全ての研究者等と公的研究費の使用に関わる役職員）を対象に、座学及びeラーニングで実施する。

《33－1》危機管理体制の機能強化のため、平成29年度までにリスク分類・リスクレベルを見直し、関係規程等の改正を進める。

また、把握したリスクに対する評価を行い、継続的な見直しに取り組む。

【33－1】危機管理規程等に基づいて、大規模災害発生時の対応方法等を確認し、課題が見いだされた場合には関係規程・マニュアル等の見直しを行う。

VI. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII. 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

1, 296, 858 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX. 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、以下の使途に充てる。

- (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
- (2) 組織運営の改善
- (3) 若手教職員の育成
- (4) 学生及び留学生等に対する支援
- (5) 国際交流の推進
- (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
- (7) 福利厚生の実施

X. その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・動物実験施設新営 ・動物実験施設改修 ・病棟耐震改修 ・基幹環境整備（蒸気配管等更新） ・血管造影システム ・患者生命管理システム ・産科支援システム ・ICU 画像診断・呼吸・血行動態管理システム ・手術用顕微鏡システム ・小規模改修	総額 1,740	施設整備費補助金（653） 長期借入金（1,064） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（23）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- （１）承継職員の教員に対する年俸制適用率 10%以上を維持する。
- （２）女性管理職に登用可能な人材を養成するため、引き続き、キャリアパスを考慮した人事配置等を進める。
- （３）職員の資質・能力を向上させるため、専門的な各種研修へ引き続き参加させるとともに、研修参加者による成果発表会を開催して研修効果を引き続き確認する。
- （４）「第３期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針」に基づいて人件費の管理を行う。

（参考１）平成30年度常勤職員数 1, 0 6 3 人
また、任期付き職員数の見込みを 3 6 4 人とする。

（参考２）平成30年度人件費総額見込み 1 1, 5 5 1 百万円

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成30年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 057
施設整備費補助金	630
補助金等収入	106
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	23
自己収入	21, 856
授業料及び入学科検定料収入	677
附属病院収入	20, 867
雑収入	312
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	801
長期借入金収入	1, 064
貸付回収金	0
計	29, 537
支出	
業務費	25, 592
教育研究経費	4, 543
診療経費	21, 049
施設整備費	1, 717
補助金等	106
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	801
貸付金	0
長期借入金償還金	1, 321
計	29, 537

(人件費の見積り)

期間中総額 11, 551百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	27, 476
業務費	25, 333
教育研究経費	1, 303
診療経費	11, 612
受託研究費等	245
役員人件費	115
教員人件費	3, 607
職員人件費	8, 453
一般管理費	284
財務費用	90
雑損	0
減価償却費	1, 770
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	27, 907
運営費交付金収益	4, 995
授業料収益	576
入学金収益	59
検定料収益	27
附属病院収益	20, 866
受託研究等収益	245
補助金等収益	103
寄附金収益	452
施設費収益	41
財務収益	0
雑益	283
資産見返運営費交付金等戻入	77
資産見返補助金等戻入	119
資産見返寄附金戻入	65
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	430
目的積立金取崩益	0
総利益	430

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	30,813
業務活動による支出	25,671
投資活動による支出	1,585
財務活動による支出	2,004
翌年度への繰越金	1,554
資金収入	30,813
業務活動による収入	27,820
運営費交付金による収入	5,057
授業料及び入学検定料による収入	677
附属病院収入	20,867
受託研究費等収入	282
補助金等収入	106
寄附金収入	519
その他の収入	312
投資活動による収入	375
施設費による収入	375
その他の収入	0
財務活動による収入	1,064
前年度よりの繰越金	1,554

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

医学部	医学科 7 1 7 人 （うち医師養成に係る分野 7 1 7 人） 看護学科 2 6 0 人
医学系研究科	医学専攻 6 0 人 （うち修士課程 0 人 博士課程 6 0 人） 看護学専攻 3 2 人 （うち修士課程 3 2 人 博士課程 0 人）